

職場の環境改善のための 補助金制度のご申請 よくあるご質問

迅速な補助金のお支払い手続きをさせていただくため、補助金制度をご利用される皆さまには、設置、購入、実施の前に「申請手続のご案内」(図1)および「補助金規程 別表」(図3)のご確認をお願いしております。ホームページからダウンロード、または郵送でお取り寄せください。ご申請にあたり、よくいただくご質問を下記にまとめました。

<p>Q1</p> 	<p>「安全衛生設備等設置補助金」における補助の対象となる設備を教えてください。</p>	<p>対象となる設備等はエアコン、脚立など全部で56品目あります。ただし、職場に設置するもの、職場の人員が使用するものに限りです。 設備には条件等がありますので、必ず「補助金規程 別表」(図3)にてご確認ください。</p>
<p>Q2</p> 	<p>補助金の申請書類はいつまでに出せばいいですか？</p>	<p>申請期限は設置、購入、実施の翌日から180日以内です。 この期間にあんしん財団が申請書を受付した申請が対象です。 ※申請期限を過ぎますと補助金をお支払いすることができなくなります。お早めの申請をお願いします。</p>
<p>Q3</p> 	<p>補助金申請書の入手方法は？</p>	<p>あんしん財団のホームページからダウンロードできます(詳しくは22ページ参照)。 ※下記ダイヤルで郵送も承ります。</p>
<p>Q4</p> 	<p>申請には何が必要ですか？ また、注意する点はありますか？ ※ご申請の種類ごとに提出書類が異なります。詳しくは「申請手続のご案内」(図1)をご確認ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「安全衛生設備等設置補助金」では領収書(写)(図2)・明細書(写)をご用意ください。 ・カタログ等が必要な場合もあります。 ・宛名はどちらもあんしん財団の登録会員名です。 法人→法人事業所名 個人→屋号または代表者フルネーム ●領収書と明細書は金額が一致しているものが必要です。 ●明細書には設備の「メーカー・品番・単価・個数」等の記載が必要です。
<p>Q5</p> 	<p>申請書提出後の手続きの流れを教えてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●申請日(申請書類受付日)に対応する会費振替確認と、手続書類の確認(審査)を行います。 ●標準申請手続期間(申請書類の受付から補助金お支払いまでの目安)は約1~3か月です。 ●補助金のお支払いは月1回です(毎月25日)。 あんしん財団の会費振替口座へお振込みいたします。

★設置、購入、実施等の補助事由前にホームページから各種申請書をダウンロードいただき、必要書類をお取り揃えください。

【図1】申請手続のご案内
(全8ページ。表紙より抜粋)

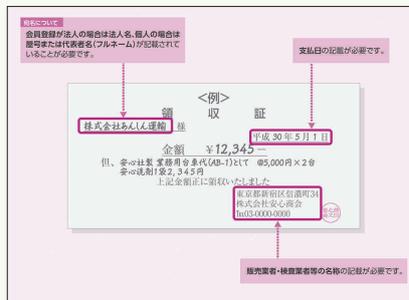
**職場の環境改善のための補助金制度
申請手続のご案内**

このたびは職場の環境改善にお取り組みいただきありがとうございます。補助金の申請に必要な書類をお送りいたしますので、本紙をお読みいただき必要な書類をお取り揃えのうえご申請ください。
なお、各級の補助金制度並びに各補助金に応ずる別表に記載が記載されていますので、あわせてご確認ください。

補助金種類	必要書類
1 安全衛生設備等の設置(購入)	必要書類 Ⅰ-①、Ⅰ-②、Ⅱ-①、Ⅱ-②、設備によりⅢ-①~Ⅲ-②、Ⅲ-③
2 動力プレス機械及びフォークリフトの特定自主検査の実施	必要書類 Ⅰ-①、Ⅰ-②、Ⅱ-①、Ⅱ-②
3 作業環境測定の実施	必要書類 Ⅰ-①、Ⅰ-②、Ⅱ-①、Ⅱ-②
4 特殊健康診断の実施	必要書類 Ⅰ-①、Ⅰ-②、Ⅱ-①
5 ゼロ災害運動研修会への参加	必要書類 Ⅰ-①、Ⅱ-①、Ⅱ-②
6 運転技能診断の受診及び運行管理者研修講習の受講	必要書類 Ⅰ-①、Ⅰ-②、Ⅱ-①
7 安全健康教育研修への参加	必要書類 Ⅰ-①、Ⅰ-②、Ⅱ-①、Ⅱ-②
8 AED等機器の設置(対策)用設備の設置(購入)	必要書類 Ⅰ-①、Ⅰ-②、Ⅱ-①、Ⅱ-②

※補助金申請のため上記以外の書類をご提出いただく場合があります。申請書表のためご提出にご協力ください。
※必要書類は、請求、取り分け等の加工費は別途ご請求いたします。

【図2】領収書記載例(「申請手続のご案内」
4ページより抜粋)



【図3】職場の環境改善のための
補助金規程 別表(一部抜粋)

職場の環境改善のための補助金規程 別表 (一部抜粋)

別表1 【安全衛生設備等の設置(購入)】(第3条第2項)

対象	事後の発生日
労働安全衛生法施行令第12条、第13条及び第15条に定める安全衛生設備等並びにその附属設備等であつて、(第2)「安全衛生設備等設置費補助金対象品一覧」に定める設備。	当該設備の設置(設置を伴わない場合は購入)を完了した日。

備考1 設備等の増設、改造、修繕及び撤去を行なう場合、
① 増設・改造等を行う、増設の人員が実施するものに限る。
② 次のいずれかに該当するものは対象とならない。
(1) 自動車からの購入又は自製によるもの
(2) ターンテーブル、電動台車等の自作で購入・設置されたもの
(3) クレーニング、消耗品の交換、アダプター等の付属品として購入したもの
(4) 既設設備の増設のもの

別表2 安全衛生設備等設置費補助金対象品一覧

1群 安全衛生設備等
1 ポイーン、圧力容器等の安全弁その他の付属品 ※会社ごとの他の個人所有の車、車は対象外です。修理、検査が完了した場合は対象外です。
2 クレーン又は移動式クレーンの乗降台(昇降台又は昇降台)又は移動式クレーンの安全索(含む) ※乗降台又は安全索の修理は対象外です。チェーンブロックは対象外です。
3 動力プレス機械又はシヤワーの安全網(又は安全網) ※安全網又は安全網の修理は対象外です。安全網の修理は対象外です。
4 防じんマスク又は防塵マスク ※安全衛生法に定める防じんマスク(防じんマスク)は対象外です。防じんマスクは対象外です。
5 呼吸器又は呼吸器以外の呼吸器 ※呼吸器又は呼吸器以外の呼吸器は対象外です。呼吸器又は呼吸器以外の呼吸器は対象外です。
6 本財団工務局の「安全衛生設備等設置費補助金対象品一覧」の「移動式クレーン」※安全衛生法に定める移動式クレーンの修理費は対象外です。
7 手押しポンプの刃の移動式クレーン

職場の環境改善のための補助金専用ダイヤル

 **0120-512-511** お手続き番号 **1**

電話番号のお掛け間違いにご注意ください。
(受付時間 9:00~17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く)